

1920～21年における 山梨県の小作争議について

——豊富村と七里村の例で——

深澤 竜人

【要旨】

本稿は本誌の本巻第1号に続いて1920年恐慌後に生じた山梨県での小作争議の状況を知るべく、史料的に詳細に確認できるものとして山梨県の豊富村と七里村で生じた小作争議に関して、取り上げて詳解していくものである。両者はともに第一次世界大戦での好況で小作料が引き上げられたが、その後に生じた1920年の経済恐慌とその後の不況下の苦境によって、小作料の減免要求を地主に対して行なったものである。この当時は小作人の考え方・意識が以前と違ってかなり変化していて、地主との対立構造も激化してきた。これらの詳細を詳解したものである。

【キーワード】 1920年恐慌、山梨県豊富村、山梨県七里村、小作争議、山梨日日新聞

はじめに

本稿は前稿・深澤（2023c）の継続編であって、前稿でも示したように第一次世界大戦の後に生じた1920年恐慌の後、小作料の減免を求める形で、山梨県下でも各地で小作争議が生じてきた。その詳しい状況を知るべく、史料的にある程度詳細に確認できるものとして、山梨県の豊富村と七里村で生じた小作争議に関して、その詳しい状況を追究していくものである。

深澤（2022bc, 2023ab）でも明らかにしておいたのだが、この当時ロシア革命や米騒動等々の影響を受けて、小作人の考えや意識が変わってきていた。そして第一次世界大戦での好景気で小作料が引き上げられて、好景気の期間中、小作人はその高額小作料に応じることができていたのであるが、1920年恐慌によって農村・農家・小作人の生計状況は大変厳しいものとなり、地主に対して小作人は小作料の減免要求を出していった。地主がそれに応じることがない場合には、小作人も上記の意識の変化から地主の要求には屈せず、ここから地主との対立構造は激化し、結局小作争議へと発展していったのである。そうした具体的な状況に関して、一地方・地域としての山梨県下の状況について把握・確認するべく、上記二つの事例を追究していくものである。（本稿は深澤〔2023c〕の継続編でもあるため、記載内容上、解りやすさを重視する観点から、文面が深澤〔2023c〕と重複する箇所も少々ある。）

1. 第一次世界大戦下の好況とその後の恐慌での展開 （小作争議発生 of 歴史・経済的背景）

1-1. 地主・小作人の関係悪化

山梨県経済は（日本経済全体でも同様だが）1914年から起きた第一次世界大戦で、大戦景気と言う未曾有の好況に包まれた。これによって山梨県の基幹産業（農業と繊維産業）の主要生産物（米・繭・生糸・絹織物など）の価格は非常に高騰し、関係産業は潤った。しかし第一次世界大戦自体は1918年に終結し、そ

の後の1919年も好況・ブーム（戦後ブーム）に含まれたのだが、1920年に生じた第一次世界大戦後の恐慌（1920年恐慌）において、上記主要生産物の価格は今度は大きく暴落し、ここから一転して不況に見舞われることとなった。

この1920年恐慌の影響とその後の展開で経済的に大きな事件は、新聞報道による限りでも、地主と小作人の関係が非常に悪化していき、さらには小作争議が増加するようになってきた点である。この件についてはあえて新聞報道に依らずとも、既に先行研究からも十分指摘されているところである。永原ほか（1972）の15頁に依れば、山梨県下における小作争議の件数は1919年に3件だったものが、1920年には11件、1921年には15件と増加し、7頁ではその後年を経るに従ってさらに増加していくのが明確である。（ただこの数値について、細かいものまで含めると、実際はもっと多かったのではと推測される。その実態に関して以下で詳述していくとしても、『山梨日日新聞』1922年9月30日の指摘によると、1920年は8件、1921年は23件、1922年12件である。（合わせて84頁の注の〔2〕も参照。）

1920年恐慌との関連で地主・小作人の関係が悪化していく要因を追究していくとすれば、何ととっても1920年恐慌から受けた農家・農村また小作農・自小作農のダメージがまず挙げられる。第一次世界大戦での好景気や1919年の戦後ブームを受けて、絹織物など主要製品の高騰を目当てに、先祖伝来の田畑を売り出してまで力戦機を購入して「俄機屋」になった農家までいたのである。しかしながら1920年の3月以降は主要製品の価格が大幅に急落し、さらにその後も不況に見舞われていったのであるから、関係者の損失等々は想像に難くない。そして山梨県の産業基盤はこの当時、農業・農村にあったのであるから、このため本恐慌とその後の影響は必然的に農家・農村に収斂してくるわけである。あるいはまた逆に言って、問題の源流はそこに求められ、かつそこから以下見るような問題が湧出してくるわけである。さらに加えて、その農村における農業労働、そこから得られる農業生産物の取得様式の関係と状況に関しては、当時の農村には地主・小作関係が構造的に内在していたため、問題はここに集約・特筆されてくることとなる。これら一連の因果関係はまさに一体となっていた。

こうした農村・農民の恐慌後の経済的苦境に加えて、このほかに小作争議の発

生が急拡大していく要因としては、当時の農村や農民・小作人の中で、彼らの考え・思想・意識の変化があった。ロシア11月革命や米騒動を受けて、マルクス主義的な思想意識や行動様式が、新聞・雑誌をはじめとするマスコミから盛んに展開されて噴出していった。農村・農民においてもこれらの影響を受け、またある者は感化されていた。（これらに関する山梨県の具体的状況は、特に深澤〔2023a, b〕を参照。）こうした当時の農村・農民・小作人の考え・思想・意識の変化に関して、新聞紙上では以下見ていくように、一般的に地主から受ける小作人の過酷な冷遇状況や悲哀を記し、小作人への同情に傾いている主張が多い。

問題は無論農村だけでなく、都市においても当時ストライキが多発するなど賃労働対資本の確執も展開し、それは全国的に拡大していた。ただこの当時の山梨県は上述のように農業経済に主体を置いた経済構造であったため、（以下確認するような）新聞記事を取ってみても、都市・甲府市などでの工場の紛擾・騒動よりも、農村における問題の方が多々取り上げて示されているわけである。例えば1920年から1921年上半年期までの例として、『山梨日日新聞』に限ってみても以下の記事が確認できる。

「益々悪化さるる地主対小作農／当局も法律制定計画／融和せねば両者の損」（『山梨日日新聞』1920年8月30日）。

「地主対小作人の関係が段々悪化する／双方の妥協譲歩が必要／小作組合悪用は考へ物」（『山梨日日新聞』1920年11月12日）。

「論説／小作人開放問題／活かさず殺さず主義の廃止」（『山梨日日新聞』1920年11月17日）。

「社説／農村問題の解決／政府の中農保護政策」（『山梨日日新聞』1920年11月25日）。

「年末迫つて農家の苦しさは格別／売る米は莫迦に安く／買ふ物は何れも高い」（『山梨日日新聞』1920年12月4日）。

「減び行く県下の自作農／如何にして救済すべきか」（『山梨日日新聞』1921年5月2日）。

「小作二千万人の死活問題／地主対小作人関係の改善／小作制度調査会の方

針」(『山梨日日新聞』1921年5月14日)。

こうした記事である。詳しい引用は控えておくが、表題だけ見ても農家・農村の苦境、また地主・小作人の関係の悪化が知れよう。これらの記事からはほぼおおよそ、上記のように小作農の過酷な状況に同情する声が聞かされている。(以上1-1 また以下の1-2に関する詳細は、深澤〔2023c〕を参照。)

1-2. 1920・1921年の小作争議ほか

上記確認した地主・小作人の関係の悪化は、特に1921年になるとさらに農村における実際の争議や紛争となって進展していった。もとより農村における小作争議はこれ以前から生じていたのであるが、この頃になると新聞紙上でかなり詳しい状況が記されてくる。1920・1921年において生じた事例として、本稿では i 豊富村関原の事例、ii 七里村上於曾の事例を詳解していく。またさらに1921年の秋になると、小作争議あるいは争議にならないまでも小作人による陳情や要求を含めた騒動・行動が頻発するようになってきた。列挙すると次のとおりである。以下、各郡・町村・区(『山梨日日新聞』の月・日)で示していく。

南都留郡谷村町・三吉村・開地村・禾生村・東桂村・宝村(10.22, 10.29)
 北巨摩郡秋田村(11.2), 朝神村浅尾区・同村御令平組・同村新区・日野春村井洪沢区・甲村(11.7), 中田村(11.28, 12.5, 12.21), 竹里村牧の原区・若神子村新町・穴山村の各部落・日野春村塚川区・黒沢区甲村(12.4)
 東山梨郡七里村下萩原区(11.3), 後屋敷村(12.3), 休息村(12.16)
 東八代郡御代咲村(12.12), 上曾根村(12.25)
 中巨摩郡鏡中条村(12.19)

先に示したように、この当時、農村・農民・小作人には思想・考え方の変化があった。そして1920年恐慌それ自体とその後の彼らの苦境、また特に1921年の秋は不作だったことも影響しながら、このため小作人が小作料の引下を求めて、

実際の要求や行動を起こしていったというのが共通的な状況と要因である。こうした要因と行動自体は解るとしても、しかし山梨県下で小作争議等々がここまで広域に、そして数を増していったことには驚かされる。こうした現象と状況は他に触発されたある種の流行であるかのような、あるいはまた小作人の要求がこの時代において沸騰するかのように噴出してきたような感がある。

この後状況がどのように展開し、そしてどのように推移していったのか、その詳細なる論述分析をこれから本稿・続稿の課題として取り組んでいくのだが、その手始めに本稿では上記のように、i 豊富村関原の事例、ii 七里村下於曾の事例、この二つを詳解していくことによって、当時の状況内容を深く掘り下げて理解していくものである。

2. 豊富村の小作争議

2-1. 概要と状況・世情把握

最初に取り上げるのは、豊富村（現・中央市）の事例である。主に新聞記事からの史料での分析となるが、この事例に関する新聞記事には当時の「小作証書」が記載されていて、史料的にも貴重と考える。と言うのも、小作証書の記載・記録は、筆者・深澤が知る限りで比較的出典ほかははっきりしているものとして、①「(N 家) 小作証書」【1899 年ほか】(永原ほか [1972] 68～70 頁)、②「(W 家) 小作人心得書」【年不詳】(甲府市市史編さん委員会 [1989] 322 頁)、③「(W 家) 小作証書」【1907 年】(甲府市市史編さん委員会 [1989] 332 頁) くらいであって、史料的にも稀で重要であると思われるからである。(本稿の 2 では個人名は英語のイニシャルにしておいた。)

以下は『山梨日日新聞』1921 年 2 月 7 日～10 日掲載の「地主对小作問題／地主側は何所まで目覚めて来たか」の記事からである。これによって状況を把握するとともに、この一件を分析把握していくこととする。この記事担当の記者はまずこう切り出していく。これからも当時の状況や世相・世情が、より鮮明に認

識・把握できてくる¹。

国民の思想が著しく変化してきた。独り都会地計りではない農村にまで及んでゐる。開は言ふまでもないが、其対応策は如何に講ぜられつゝあるか、内務や農商務の斡旋で種々の方面より研究されてゐるが多くは皮相の観察から空騒ぎに走つて居る。全く琴線に触れた施設として国民に感謝を払はしめて居るものは殆ど無いといふても過言でない、斯る有様に放置して果たして時務に順応し得〔る〕か、時勢を善導し得るか、覚束ないことではないか。試みに農村に目を放ちて一瞥せよ。地主に何れ丈の覚醒があるか、小作人に何れ丈の発奮があるか、まだ〔まだ〕小作階級には自衛上多少自覚し掛けた点も見出しせるが、地主階級と来てはお話にならない。既往の権勢を維持する為めに百方苦心して居る、国民の思想がどうあらうが、其処に何等の自覚も無ければ、発奮もない農村改良は先ず地主の頭脳から大に開拓して係らねばならない。論より証拠、如何に地主が自己本位を以て小作人に望みつゝあるか、その最も著しい地主心理の表現とも見るべき両者間に取交せ居る小作証書の一通、東八代郡豊富村大字関原〔I〕氏が百六十余人の小作人より徴せるものを此ここに掲げ、地主の前には小作人の頭が上らない事実を明らかにしたい。(まず畑の分を載す)

ともあれ一読してまず解ることは、冒頭あるように国民の思想が著しく変化してきたということである。こうした変化については本稿でも既述のとおり示してきた。そしてこの記者はこうした変化を基に、農村に目を向けていくのである。

しかし農村には既述のとおり地主・小作の関係が根強く存在していたから、(この記者は「階級」と言っているのでそれに従うと,)小作階級は自衛上多少自覚しかけてきた点も見出しせるが、地主階級は話にならない、既往の権勢を維持す

¹ 以下の引用に当たっては、旧漢字体を当用漢字体に改めた個所がある。原文には漢字に振り仮名や、大文字・小文字の違いがあるが、それは省略した。また、原文の平仮名には濁点があるものとなないものがあるが、原文のままとしてある。なお、読みやすさを考えて、引用上一マス開けた個所もある。

るために苦心し、国民の思想がどうあろうが何等の自覚もない、と言う。地主は自己本位で小作人に対峙しており、この後に示すように地主は「小作人を奴隷視している」とまでこの記者は言っている。これらの具体的な証左というべき小作証書をここに示し、地主の前に小作人の頭が上がらない事実を明らかにしていくと言うのである。

その小作証書が以下のとおりである。ちなみに上記の引用文末尾には「先ず畑の分を載す」とあったが、しかし田の分は掲載がない。

2-2. 小作人が地主 I 氏に提出する小作証書

さて、小作人が地主 I 氏から土地（畑）を借りて耕作する場合、当該の土地を耕作する小作人は遵守事項として、以下の小作証書を地主 I 氏に提出していたわけである。

小 作 証 書

一 畑

此小作金

- 一 貴殿御所有の前書の土地を私に於て小作仕り候に付ては 左の条件を確守し聊か違背致す間敷候
- 一 小作年間は当・・・年より・・・年迄・・・年間と相定め候事
- 一 小作年限中は土地従来の用法を変せず慣習を守り 仮令耕地に有益なる築造又は改良と雖も貴殿の承諾を得ざれば旧状を変更致す間敷候
- 一 小作金時期は毎年六月一日を期し 上納致す可く事に相定め候
- 一 小作金額は豊凶平均の割合乃ち完免の小作仕り候以上は 如何なる凶年と雖も引け方等要求仕候
- 一 若し小作金延滞仕り候節は保証人に於て速かに弁償仕り 其延滞期間は年二割の利息相付し申し可く候 且つ小作金延滞の度を以て地所御引上げ相成候とも異議申す間敷は勿論 農作物は悉皆貴殿に於て御引取相成候か又は他へ御売却相成候とも毫も異議申す間敷候
- 一 小作年限終了するか又は貴殿の御都合より畑地御引上げ相成候節は 現

に植付けある桑及其他の樹木等一切掘取申す間敷は勿論 次年引取期限は五月二十五日限りとす

但し植付より二ヶ年迄は桑苗代金として一千株に付き一円以上二円以下の勘定を以て現存せる株数に割合申受可く 更に植付より三ヶ年以上の桑樹に付ては苗代金更に申受現存の儘差上げ申す可く候

- 一 土地荒蕪疲瘠若くは桑樹濫用等の理由を以て地所御引上相成候節は 土地を現状に復し桑樹衰弱を医するの費用として 小作金一ヶ年以上三ヶ年分迄乃損害を見積り一時に賠償仕り候
- 一 秋蚕飼育の爲め桑葉供給の場合は総て貴殿の承諾を経て摘採仕る可く 仮令承諾を受くるも衰弱等の見込之有分は更に摘採申す間敷候 若し此約束に違背し桑樹を傷害したる節は前条と同じく損害弁償仕り可く候
- 一 小作年限終了すると小作金延滞其他の理由を以て此約束を解除するとに拘らず 地所御引上げの節は土地に仕付ある耕作物大麦は六月五日限り 小麦其他の仕付物は入梅限り 桑樹伐採は五月廿五日限刈取 次年期耕作物の妨害に相成らざる様仕る可く 右期日を誤り刈取を怠り次年耕作物に妨害相成候間貴殿方にて御刈取下され度候

但し其費用と妨害したる損害は私に於て負担仕り可く候

右約束の諸件を本人に於て確守せずして貴殿に損害相生じ候節は保証人引受賠償の責に任ずべく候 仍つて各自署名捺印候

也

小作人 住所 氏名

保証人 同 上

I 殿

1920年当時の証書文章であつて候文であり、「完免」など現代的にはいささか意味を汲み取れない箇所もある。また本小作証書は記者が写した二次資料であるため、少々誤記のような箇所があるように考えられる。例えば、「小作金額は豊凶平均の割合乃ち完免の小作仕り候以上は 如何なる凶年と雖も引け方等要求仕候」の箇所は「要求不仕候」でなければ意味が通らないのではないだろうか。

ともあれ、この小作証書の内容に関しては、一読した限りでも、地主が小作人に土地を貸すにあたっては、今日的観点から見限り、この当時小作人に対してかなり厳しい条項が付されていたことが解る。さてそこで、まずはっきりさせておきたいのは、今日的観点からではなくて、この当時の一般的観点からしてこれらの条項が厳しいものであったのか、あるいはさして厳しいものではなくて世間通常的なものであったのかどうかである。まずこれについて取り上げた記者は次のように伝えている。

年には豊凶がある、天災地変が無いとは言へない、序上の厳重な約束をせねば地主が安心出来ないといふなら、小作人にも相応に心配がある、ナゼ一行なりとも小作人に安心を与ふべき条項を挿入せないのか、十数項に亘る条件が悉く地主保護の一点張り、中には正当の利益とのみ断じ得られない条項がないでもない、然れども契約証書なるものが由来権利者を擁護するに重くして義務者は冷酷なるものである、独りI氏のみを咎めない 凡百の地主に総て此の傾きがある、唯I氏を出色と称するまでである、吁可憐なる小作人よ、汝は何を頼み、何に力として強者に対抗せんとはするぞ、思へば気の毒である、大本教の神様の口調ではないが、「団結力を鞏固にして之に当るの外はないぞ」果然、事実問題はI氏の眼前に展開されたのである、

このようにこの記者の主張は、小作人に依り沿っているとも言えるが、しかし第三者の言として聞けば、やはり先の小作証書の内容は、「十数項に亘る条件が悉く地主保護の一点張り」、「中には正当の利益とのみ断じ得られない条項」、「権利者を擁護するに重くして義務者は冷酷」、こうした内容になっていることは否定できないであろう。そして「凡百の地主に総て此の傾きがある」とのことから、小作人と地主の関係はかようなものであったことが察せられる。（さらに本稿の以下では地主は小作人を奴隷視していたという記述も見られる。後述。）

こうしたことから、あるいは、であればこそ、この記者は先の2-1で述べているように、「地主の前には小作人の頭が上がらない事実を明らかにしたい」という意図と内実は、これらの点からまざまざと知れてくるのである。

2-3. 地主 I 氏の詳細と、大戦景気から 1920 年恐慌が農村に与えた影響

さてこの記事には地主 I 氏に関して、地主としての規模の詳細などが以下のよう
に示されているので、それを次に確認しておきたい。

I 氏は豊富村に於てのみならず 東八代郡としても西部に於ける屈指の資産家
にして 現に五十余町歩の広漠なる田畑を有し 其地積は木原、関原、大鳥
居、左右口の四部落に跨り 其小作人は百数十人に達してゐる、

地主 I 氏に関する地主としての規模を知る記述はこれだけで、つまり 50 余町
歩というところである。他との比較でこの規模を確認してみたい。永原ほか
(1972) ではこの当時、山梨県での主だった地主とその規模が掲載されているが、
それによると、200 町歩地主の N 家、70 町歩地主の O 家、7 町歩地主の S 家、
100 町歩地主の H 家、これらの事例が示されている。ここから I 氏・I 家は、200
町歩地主の N 家や 100 町歩地主の H 家には及ばないまでも、7 町歩地主の S 家
を優に超え、70 町歩地主の O 家に匹敵するほどの規模である。よって、I 氏・I
家の地主としての規模は、中規模なあるいは比較的大きな地主に相当するもので
あったと伺える。(本稿末に【参考資料 2】として、当時の山梨県における大地
主の一覧を示してあるので、同時に比較されたい。その資料によると、50 町分
以上の地主が「大地主」という定義である。)

そこで問題の核心を集約していくが、その一つとして、第一次世界大戦での好
況(大戦景気)と終戦後の好況(戦後ブーム)、そしてその後に到来した 1920 年
恐慌、これらの影響がまずあって、そしてこの前後での相違が大きな要因をなし
ている。その様相について、この記事はまず次のように内実を伝えている。

しかるに大正七年 [1918 年] より九年 [1920 年] 春に掛けての経済界の好況
は地主に幸して小作料の如き引上げは連発され 七年 [1918 年] に三割、八
年 [1919 年] に三割、九年 [1920 年] に五割と累進的に増加して目玉の飛び
出る様な高小作料になつて来た、左れど当時糸価五千円に近く、米は一俵
二十四五円といふ破格時代であつたので小作人の威勢も素ばらしく 小作料

など何程にならうと眼中に措かない有様で 仰しやり次第にハイ [ハイ] と応じてゐた、所で昨年 [1920 年] 三月の俄然たる財界の大変動は彼等を奈落の底に突落した、次で来るべきは小作料の引下問題である、左れど一度嘗めた甘味は容易に忘らるる筈がない、地主 I 氏は小作人が手を替へ品を替へての哀訴嘆願も馬耳東風と聞流して温情のある返事を与へない、益濠を深くし、塀を高くして、敵を一步も近付けまいとする、斯くて一年は紛々擾々たる中に過ぎた

このようにつまり問題の核心をさらに詳解していくと、(本稿 3 での事例として示す七里村の事例でも同様なのだが,) 次のようになる。大戦景気・戦後ブームでの好景気によって小作料が引上げられた。ただ好景気が継続している期間中は、農家や小作人が産出する繭や米が高価で売れていたことから、それによって農家・小作人は高い現金収入を得ることができていた。同時に高額の小作料も負担ではなかった。しかしブームの終焉と 1920 年恐慌によって、繭・米の価格は低下し、農村・小作人は追い詰められた(以上、深澤 [2023c] 参照)。当時の農村や農民・小作人には、既述のように彼らの考え・思想・意識の変化があった。ここから彼らは地主に小作料の引き下げを求めた。しかし地主はそれに応じない。こうした構図が問題の中心・核心である。

地主 I 氏がなぜ小作料の引き下げに応じなかったのか、その理由は上記の記事には、地主にとって「一度嘗めた甘味は容易に忘らるる筈がない」と示されているだけである。(次の事例として示す七里村の事例では史料から明確である。これに関しては後述。)ともあれ、経過としては肯かない地主との間で紛々擾々と一年が過ぎた。ついに小作人側は「農業組合」を組織し、一丸となって書面にて以下の要求を地主に出すこととなったわけである。こうして小作料をめぐる小作人と地主との紛糾は、徐々に争議へと発展していったわけである。

2-4. 小作人から地主への要求

このような経緯から、小作人側から地主に対して要求文書が出された。以下のとおりである。

- 一、小作入付日を毎年一月中に完了せられたきこと
- 二、従来の小作契約書には其年六月一日を納期とし 其後は年一割の延滞利子を付する事となり居るも実〔際?〕上〔種?〕々の困難ある故 自今十二月廿五日を小作料納期と変更せられたきこと
- 三、秋蚕用桑葉摘採は地主の承諾を受くべき性質のもの〔に?〕あらざれば世間地主と同じく此条項を撤廃せられたきこと
- 四、従来の小作講〔証?〕書には稲は赤毛白毛の二種に限りあるも 今後は県奨励種の内にて収穫豊富のものを指定せられたきこと
- 五、従来の小作証〔書?〕には粃は七斗入とし乾燥を充分にし 目方正味十九貫以上と定められたるも 之も世間通有の六斗七升と改められたきこと
- 六、従来の証書には災害の場合と雖も小作人のみ損害を負担し 地主は一銭たりとも損失を負担することなき故、自今失災其他避くべからざる災害に対しては地主と小作人と負担を折半にせられたきこと
- 七、納粃は翌年二三月頃の取引なりしが 天候良好の年は其年末迄に引渡しを承諾せられたきこと

これに関してもまず第三者の言として、この記者の主張を聞いていくと以下のとおりである。

以上七ヶ条は前々号所載〔上記本稿 2-2 で示した小作証書〕の地主要求と対照して、如何に穏当の改正案なるかを首肯せしむるであらう。

確かに上述の要求文書は、今日の我々が読んでも、先の 2-2 で示した「小作証書」よりも穏当、あるいは正当なる要求に思われる。例えば、上記要求項目のうち、四の項目などはいたって正当であろう。五の項目も、先の 2-1 で示した「〔W 家〕小作証書」【1907 年】では、1 俵は「精粃六斗六升入りニシテ目方十八貫目以上」となっている（甲府市市史編さん委員会〔1989〕332 頁）。本稿の 3 で取り上げる七里村の場合でも 1 俵は「六斗六升入」である（塩山市史編さん委員会

[1995] 294頁ほか)。小作人からの要求書にある「世間通有の六斗七升と改められたきこと」は、世間一般の平均的なものを要求するものであって、世間並みへの改変・修正として道理のある要求であったと考えられる。六の項目にしても、(特に2-2で示した「小作証書」には見当たらないが、)災害時の場合に小作人のみ負担をして、地主側が全く負担をしていないのであれば、災害時にはその負担を折半するのが、当時の見地からしても至当でなかったのではないだろうか。

このようにこの小作人からの要求書には、「世間地主と同じく」とか「世間通有の」という表現に見られるように、地主I氏の特別で専有的な権利を直し正していく道理ある要求であったと考えられる。こうした小作人の考え・意識こそが、1-1で示したような農村・農民・小作人の考え・思想・意識の変化、この具体的なそして典型的なものであったと捉えられる。また広くは2-1で示したような国民の思想が著しく変化してきたという、その具体的一例としても捉えられるところである。

2-5. その後の展開

しかしその後、この争議自体は次のように推移した。

地主側は上記小作人からの要求の一条も認めずに、頑としてこれを退け、逆に一層督促を厳にし、小作料全部の支払いを要求し、さらにそれができない場合は相当の手續きに及ぶとの談判を持ち込んで即答を促した。このように地主が妥協せず、話し合いにも応じない態度に小作人側は憤慨し、結局のところ驚くことに、この上はこの地主との関係を絶ち、以後一人たりとも地主I氏の田畑を耕作しない誓約を結び、互いに金策をして延滞利子等々も支払い、きれいに支払いの全部を皆済し、ここに全く両者間の関係を絶ったのである。

これが豊富村の小作争議の一連の顛末である。これで一件は終了するのだが、我々が認識していかなければならないのは、以下の諸点である。まず一つのまとめではあるが、やはり第三者の言としてこの記者の主張を聞こう。

小作人等が父祖以来此の田畑の耕作に依つて一家の平安を繋ぎ来りしものが、一朝騎虎の勢ひに駆られしとは云へ、斯くまでの大決心を為すに至りたるは、

忍ぶに忍び難き事情の存せること言うまでもなく、深き同情を寄するに足るものがある、と共に何時までも小作人を奴隷視して、時代の推移に目覚めざる地主こそ、憐むに絶へたりといふべきである、今は彼等の耳元には醒めよ、起きよ、との暁風が鳴り響ひて居る、此の時猶ほ惰眠を貪りて鼾声を揚ぐること依然たらば 彼等は遂に其枕を蹴飛ばさるゝ時が来るに違ひない。

この記者の主張は今までの記事内容での文意の流れと同様に、小作人よりである。確かに小作人にとって、当地が小作地になっていたにせよ、今まで先祖以来の田畑の耕作でその一家の平安をつないできたものが、かような仕儀に至ったのであれば、誠に忍び難いものがある。しかしこの点はおくとしても、この記者の主張で着目したいのは、今まで地主は小作人を奴隷視していたことというくだりである。であるからこそ、この点からして地主は2-2のような非常に厳しい内容の小作証書を、今まで小作人に負わせていた、その内情は以上の背景からすればひとまず理解できてくる。

しかし同時にまた上記の主張で着目したいのは、この時点で世情が変わってきつつあったという点である。かつて上記のように小作人をいつまでも地主は奴隷視するのではなくて、「時代の推移に目覚めざる地主」には「醒めよ、起きよ、との暁風が鳴り響ひて居る」とあるように、世間一般的な動き・思考として、あるいは風潮と言っても良いだろうが、小作人に対して奴隷視するようなかつての考えや扱いは、これからは改めていくべきだという動き・思考にこの時点では徐々に変わりつつあって、さらにそれが国民・県民の中に浸透してきたことが知れてくる。これらのことは本稿2-1や2-3でも示してきたように、この当時、農村・農民・小作人そして広くは国民、彼らの考え・思想・意識が大きく変化してきたこと、それらの具体的なそして典型的な一例として把握できる。

このような諸点が本小作争議の詳解から知れてくるわけである。その中でも特に、小作人がかつてとは違って、連帯して地主に対して正当な要求を行なっていくという行為また意識、これが明確に見られた。それは以下見る七里村下小曾の小作争議でも同様である。次にこちらを詳解していくこととする。

3. 七里村下小曾の小作争議

3-1. 争議に関する史料と概要

1921 年の 6 月には七里村（現在甲州市）下小曾で騒動が生じている。本稿の 3 ではこちらに論を転じていく。本稿の 2 で示したような新聞記事での史料としては、『山梨日日新聞』1921 年 6 月 13 日「七里下小曾小作組合で小作料の標準を定め／地主側に交渉したが拒絶／組合悪用不可と有力者語る」、『山梨日日新聞』1921 年 6 月 18 日「本県に嚆矢の純小作組合の組織／地主側は之を承認せず」、『山梨日日新聞』1921 年 12 月 12 日「下於曾小作組合／三割の減額を要求／地主は二割で仲裁者は二割五分と不足を貸与」などがあるが、これらより詳しいものとして、「東山梨郡七里村下於曾の紛争」（塩山市史編さん委員会〔1995〕290～305 頁）があるので、以下ではこちらを基礎史料として用いていく。この史料には、以下の項目順で詳細が示されている。

- 一 紛争の範囲
- 二 紛争ノ中心人物
- 三 原因及発端
- 四 小作人ノ主張及理由
- 五 地主側ノ主張及理由
- 六 手段及経過
- 七 結果
- 八 影響

ちなみに、上記の『山梨日日新聞』（1921 年 6 月 18 日）では冒頭以下の一文から切り出されている。

今後の農村問題として最も注意を払ふべきは地主小作人問題なる

やはりこの当時農村における最大なる問題は地主と小作人の問題であったことが知れる。この一件は双方が折れず、また豊富村のように簡単に小作人側が小作放棄・小作地返却の手段に出なかったことも加味して、長期的に紛糾していった。その詳細は以下のとおりである。

まず小作争議発生の原因から見ていくとして、上記、塩山市史編さん委員会（1995）の「三 原因及発端」では、「遠因」と「近因」そして「動機」に分かれて紹介されている。が、端的に言えば、既述の豊富村の事例と同じく、大戦景気

時に引き上げられた小作料に対して、1920年恐慌後は高すぎるということで、小作人が小作料の引き下げを求めた、しかし地主側はそれに応じなかったというのが直接の要因であって、そしてこれが全体を貫く構図でもある。以下その詳細を確認していく。(なお上記史料には政治的要因も加味されているが、本稿においてそれへの言及は必要最小限にとどめ、経済的な要因を重視していくこととする。)

3-2. 小作料の詳細

まずその小作料に関して、この史料には詳細が記載されているので、それから確認していこう。「大体ノ標準ヲ示セバ左〔以下〕ノ如シ」である。(以下の表には面積の記載はないが、田での収穫具合やこの史料での前後の記載から推測するに、1反当りの数値と考えられる。)

	収穫高	小作料		
		1921年	1919・20年	1916年頃
田 上	粃10俵	6俵乃至6俵半		5俵乃至6俵
中	粃8俵	5俵半乃至6俵		5俵
下	粃6俵	5俵		4俵乃至5俵
畑 上		35円乃至40円	50円乃至60円	27・28円
中		30円	35円乃至45円	24・25円
下		25円乃至28円	30円乃至35円	22円

これを確認して解るように、それにしても現代と比較しての観点であるが、田で見る限りでも小作料の高額さには驚嘆するところである。収穫高の半分以上を小作料として提供しなければならないのである。江戸時代の年貢の五公五民・四公六民をはるかに超えている。(さらに3-3で当時の小作料の高負担に関して言及していく。)

また畑の小作料にしても、小作人にどの程度の現金収入があったのかは以下示すとして、畑で「上」のものは1916年から1919・20年にかけて2倍かそれ以上に引き上げられている。(1921年に引き下げられたのは、本小作争議の結果から

である。これに関しては後述。) これほどに引き上げられても小作人にとっては、当時期は大戦景気・戦後ブームの最中であつたから大丈夫であつたのかどうか、それらの詳細は解らないが、ひとまずこうした現実の高額な値、そしてその推移を我々は知っておく必要がある。

3-3. 小作人の生計

次に当地の耕作人の状況に関して、本史料では「小作人ノ生計不安」として詳細に示されているので、それを確認していく。まず当該箇所は以下のように切り出している。

何レノ土地ニ於テモ小作経営ハ困難ニシテ 豊カナル生計ヲ営ムコト能ハサルハ共通ノ状態ナルカ 当地ノ小作人モ此ノ例ニ漏レス、農耕地ノミニテハ生計ヲ維持スルコト能ハス 各種ノ副収入ヲ総合シテ漸ク糊口ヲ過スノ状態ナリ、

として、普通の小作人の生計の状況が示されている。それを解りやすく現代語で表記していくと、以下のとおりである。

水田として6・7反を耕作 畑はほとんど桑園のみを耕作。
養蚕は春・秋に飼育し、両期にて40貫くらいを集蚕。
耕作・養蚕に従事するのは主人・老幼・主婦。

16・17歳ないし24・26歳の者で、男子は農家の雇人(年収200～300円)、
女子は製糸工女(年収100円くらい)。
水田の収穫から小作料を差し引き、小作人の手に残るのは、
普通1俵(6斗6升入り)の粃14・15俵。
17・18俵残る小作人は上等の部。

よって1年に10俵ないし15俵の飯米を購入しなければならない。
肥料は年額200円内外を金肥として施用。

これを見る限りで驚くことは、つまり小作人は、自身あるいは自家で一年間に必要で消費する米、そのおよそ半分を購入しなければならないということである。小作人の手に残る米 14～15俵を消費しながら、さらに年間 10～15俵の飯米が必要となっているから、年間の必要消費量は合計で 24～30俵である。小作人は水田として 6・7反を耕作している。3-2の表で米の収穫高が記載されていたので、その下田から勘案しても最低でも 36俵の米は取れる計算となる。小作人の年間の必要消費量は合計で 24～30俵であったから、本来ならば、最低でも取れるべきはずの 36俵あれば小作人の家計・生計は賄えていく。しかし土地を借りているから小作料としての米を地主に差し出すのである。が、それを提供すると、年間で食料の消費に必要とする米が得られなくなってしまうのである。

つまり小作料は、小作人が生産する年間の余剰・剰余生産物分以上であって、提供する小作料は小作人が消費し必要とすべき必要生産物分にまで食い込んでいくのである。こうした過酷な状況は想像以上であろう。何しろ、小作人が自身で生産した米が、自身・自家のものとはならぬことはもとより、食うに困る分まで地主に差し出さなければならない。さらには自家の消費に足りない分の飯米を、当時高い金額で買わなければならない。こうした過酷で悲惨な状況は、小作人にしてみれば忸怩たること余りあるものである。そして筆者・深澤もこの当時までの小作料の詳細をいくつかの論稿で示してきたが、ここまで過重な小作料はかつてなかった。（この当時の具体的なものとしては深澤〔2023b〕を参照。また参考として本稿の末尾にも、【参考史料 1】として甲府市千塚での田地 1反あたりの地主・小作人の収支の史料を掲載しておいた。）

そもそもここまで小作料として取られていくのであれば、こうした農業は愚かしくてできないはずであるが、そこにはこうした状況でも行なっていかなければならない理由があつてのことだと考えられる。例えば、小作人が耕作する小作地はもともとは小作人の先祖伝来の土地であつて、地租の支払いの困難さから一時的に地主へ小作地として提供してあるとか。ともあれ、こうした過酷な状況ではまさに、あるいは、よつて、小作人は「農耕地ノミニテハ生計ヲ維持スルコト能ハス」である。そこで、ここでの結論としてこの史料は以下のように伝えている。

即チ小作人ハ養蚕価格ト諸物価ノ高下ニ依リ 其ノ経済ヲ左右セラレ 出稼
収入ヲ得ヘキ青年ノ有無ハ一家経済ニ多大ノ影響ヲ来スカ如キ不安ノ状態ニ
アリトス

3-4. 小作争議の発生

このような過酷な状況に小作人はありながら、やがて小作争議が発生していく
のであるが、その要因と経緯を改めて本史料から詳解していくと、以下のとおり
である。

要因

要因を詳しく順序立てて示すと、次のようになる。

- ① 1919・20 年（1920 年恐慌以前）において、大部分の地主が小作料を、水田
では 2 反につき平均半俵、畑では従来 of 3 割～6 割引き上げた。（3-2 の表
のとおり。）
- ② これによって小作料は著しく不公平となった。
- ③ 1920 年恐慌後、農家の生産物価格は下落した。（1920 年恐慌の発生と展開
の詳細に関しては、深澤〔2023c〕を参照。）
- ④ さらに同年、畑は霜害に合い、桑葉の収穫が著しく減少した。
- ⑤ これらによって小作人側は契約小作料の納付が困難なことから、1920 年 12
月から 1921 年 1 月にかけて、小作料の低減を要求した。

経緯

続いてその後の経緯を示すと、以下のとおりである。

- ⑥ 地主側は、畑の小作料は 1 割～2・3 割の引き下げを承諾したが、田の小作
料はそのままとした。
- ⑦ これに小作人側は満足せず、大多数の土地は小作料額が協定未済のまま耕作
されていった。
- ⑧ また小作人側は小作組合を組織した。そしてまた、上記のように小作料が不
均等となったため、標準の小作料に基いた小作料の根本的改訂を行なうべ

く、また地主と対等の交渉をなす小作組合の団体交渉権を認めるよう、地主に要求した。

(以下、経緯は解りやすく、この⑧に続けて示していく。)

3-5. 小作人側の要求、小作組合の主張

上記の要因と経緯の後、⑨として1921年5月に小作組合は以下の要求を地主に行なった。

(一) 小作料は以下のとおりとすること。

田	上	粳五俵半	中	粳五俵	下	粳四俵六分
畑	上	30円	中	27円	下	24円

(二) 略。

(三) 地主は小作組合に交渉権を認め、すべての事項は組合役員に交渉し、直接小作人に交渉しないこと。

(四) 地主には祭事・災害の場合、相当の出金をしてもらいたいこと。

(交渉を開始したが解決するに至っていないうちに1921年は天候不順となり、1921年の小作料減額要求の問題が生じ、小作組合は坪刈りの結果等を基礎として、)

(五) 1921年の小作料納米金については、3割を減額することを追加要求する。

ここでこの要求の中にある(一)の小作料の納粳量(田)あるいは金額(畑)に関して、3-2の表で1916年の量・額と比較してみると、田の納粳量はほぼ同じ、畑の金額は小作人側の方が若干多目の負担となっていることが解る。

しかしこの要求に対して、⑩として地主側は反対した。地主の主張また反対理由は以下のとおりであった。

3-6. 地主側の主張・反対理由

地主側からすると以下の主張である。

上記3-5の(一)で示された小作料の数値は、従来の数値と比較して高くなっ

ているもの、あるいは低くなっているものがあって、比較的公平なものとする際の参考であって、その上で小作契約をなすことは可能である。しかし、元来、小作条件は地主・小作人之间で直接交渉して決定するのが慣例である。それによって、両者の間には多年の情義関係が馴致してきた。もし小作組合に交渉権を認め、その役員とすべての交渉を行なうとすれば、従来の小作慣例および美風を根本的に破壊することとなる。

また、この小作組合の主張が完遂されたとなれば、問題は当地・下小曾だけに収まらなくなる。1921年の不作は認める。が、坪刈りほかの状況から、小作人の要求している3割減は不当であるとの理由で、⑩として以下の主張を行なった。

- (一) 小作組合が要求している (一) は、将来の小作契約の参考とする。
- (二) 小作組合が要求している (三) は、絶対に応じられない。
- (三) 1921年の水田の小作料は2割減とする。
- (四) そのほかの事項は小作組合の申し出を大体承諾する。

こうした返答であった。この後この史料でも伝えているのだが、何しろ地主側がかたくなに拒んだのは、上記 (一) の水田の小作料の引き下げもさることながら、特には3-5の小作人側が要求した (三) の「小作組合の団体交渉権」であった。その理由として、小作組合の存在とその団体交渉権を認めてしまうと、将来、小作組合は多数の小作人を背景として、一致団結して地主に迫ってくる。そして、地主は土地の所有権を有するのだが、土地の管理権は小作組合に掌握され、実権が小作組合に収まることとなる。これでは現在の小作関係を根本的に破壊することが予見される。以上これらは極めて重大な問題で、軽々に譲歩することはできない。こうした主張であった。

3-7. その後の推移

その後、事態は次のように推移した。

- ⑩小作人側の小作組合は、規約・規則を作成。さらに小作料の減免を要求。さらにまた、団結して小作料を滞納。加えて、小作人の土地は生計の根拠であ

るとして、返地を行なわなかった。

- ⑫地主側は1922年2月に滞納小作人に弁護士を通じて、納米した場合はこの年に限り納米を2割減とする条件を付けて、催告状を送った。
- ⑬これに対して、小作人側は返書を出した。その返書に曰く、「小作料過重小作契約ノ非人格的ナル為農民生活ノ最大脅威」。「未契約ノ儘ノ今日突如御催告書ノ賃貸致置候処等ノ如キハ例ノ横暴ノ一ニシテ 言語道断ノ措置ト存セラレ候」。
- ⑭それに対して地主側は、3人の小作人に試みに土地の返還を催告した。小作人は本史料作成時（1922年2月）回答をしていない。
- ⑮同時に地主側は小作人の一部の者に対し、懐柔策を取り、切り崩しを行なった。その結果、小作組合より約30名の脱退者があった。これらの者に対して、小作組合は「村八分」にする通知を出し、またその1人に対して損害賠償の訴訟を出した。
- ⑯すでに1921年12月の時点で、村会議員2名が仲裁人として仲裁条件を両方に提示していた。しかし、小作人側は小作組合協議会を開いて意向をまとめるとの判断であったが、地主側は上記のとおり小作組合の代表者を認めず、会見交渉を避けた。これらによって交渉は進捗せず、事態は進まず。
- ⑰こうした経緯によって、1922年2月現在で事態は未解決となっている。

上記の⑬に見られるように、小作人の語気はかなり厳しく、完全に対立の状況が伺える。また⑮に見られるように、小作人側は徹底抗戦であって、まさに江戸時代の「村八分」はここに残存していたことが解るし、徹底抗戦の有様は“一揆”さながらの感がある。

結局のところ地主側は、小作組合の代表者へ組合の設立を承認しない、また小作人の委任事項に対しても交渉に応じない、さらに入付そのほかの関係については従来 of 如く問題を解決すべしと、このように旧来の態様にしがみついて要求をはねつけるという態度であった。つまり「絶対に組合の要求を容るゝ能はずとして拒絶」（『山梨日日新聞』1921年6月13日「七里下於曾小作組合で小作料標準

を定め／地主側に交渉したが拒絶)していたのであって、事態が進まない問題の核心の一つがここにある。上記の史料でも、地主側は時代の推移を多少認めるが、あまりにも急激な変化に驚愕し、従来の特権を侵害されるのには未練を感じている。そして小作組合を甚だしく嫌っている。地主の考え方が変化しない限り問題は落着くするには至らない。とこのようにある。

さらに追跡調査として、『山梨日日新聞』の1922年9月30日時点の記事(「山国に波動せる時代争議」)でも、「未解決のまゝ残れり」となっている²。そして、さらにその後の追跡調査の結果、翌年の1923年7月18日の『山梨日日新聞』「勝沼の地主と七里の小作人／小作問題漸く解決」において、本件は「地主は小作人の要求を容れ」「漸く解決」という記事が見られる。しかし、そうした地主の譲歩に小作人側がさらに付け込んで、さらなる要求を行なった様子が記されている。それ以降は本件に関する記事は見られなくなる。これで解決したとなると、1920年から23年に掛けて、足掛け4年の歳月がかかったこととなる。

終りに

1920～1921年にかけて生じた山梨県での代表的な小作争議(i 豊富村関原の事例、ii 七里村下於曾の事例)、それらの詳細は以上のとおりとして、本稿の1でも述べたように、これらに触発されてか、その後の1920年代は山梨県下でも小作争議が頻発するようになっていく。その有様は、小作争議が発生しない村・字の方が奇異に感じるまでの状況にまでなっていたのである(深澤[2024]参照)。そして本稿3-6で地主側が恐れていたように、地主・小作人間で直接交渉して決定するという小作条件の従来慣例、両者間での多年の情義関係、これ

² ちなみに『山梨日日新聞』(1922年9月30日)の同じ記事によると、「大正九年[1920年]頃より此の種の騒擾[小作争議]を惹起し」、1920年は争議発生8件、全部解決。1921年は23件発生、その内、小作側の要求貫徹1件、互譲20件、自然解決1件、未解決(七里村下於曾の件)1件である。1922年は12件発生、その内、小作側の要求貫徹3件、互譲7件、地主土地引上げ1件、未解決2件である。(計算が合わない年もあるが、原文のままとした。なおこれらに関しては、深澤[2024]で詳しく示していく。)

らはだんだんとなくなっていった。さらに地主側が一番恐れた問題である、小作争議が当地（下小曾地区）だけに収まらなくなり、全県下・全国下の規模で発生し出すようになっていったのである。そしてまた、ここまで発展し展開していった小作争議は、当時の農村問題として、さらには社会問題化していくのである。そうした展開が1920年代の姿であったのである。

それらの詳細については本誌の次号で詳細に示していくとして、その先駆けとして、本稿では1920～1921年に生じた山梨県での代表的な小作争議二件の詳細を見た。その中で、当時の小作料ほかの農村における基本的な有様と実例、そしてまた当時の農村や農民・小作人らの考え・思想・意識の変化、そこから現れた小作争議という具体的行動（マルクス主義的には「階級闘争」と言っても良いであろう）、特にこれらを認識・把握したわけである。

【参考史料 1】

参考資料1として以下の史料を記載しておく。「農村の考究すべき地主と小作の収支関係＝実際問題として数字の示す所＝」（『山梨日日新聞』1921年9月15日）より。

農村に於ける地主と小作人の関係を明瞭ならしむる参考として 西山梨郡千塚、大宮村辺の実際上の収支を綿密に調査せる所 左の如き数字を得た [以下、要点を示す。計算が合わない場合もあるが、原文の数値のままである。見やすい様に漢数字を算用数字に改めた.]

普通田（5等内）1反歩の収支

1反歩の田地より収入 粃約8俵 うち4俵半を地主に小作料として納付 [小作料率56.25%] 残り3俵半を小作人の所得 地主の所得4俵半・小作人の所得3俵半の収支は以下のとおり

＜地主の収支＞

4俵半の粃のうち半分、金額にして40円50銭が地主の収入金

支出は租税公課として、地租2円54銭、県税3円45銭5厘、村税1円67銭5厘で、

合計7円60銭

このほか水利組合費・農会費を加え、総計 9 円 50 銭ほど
差し引き 31 円が地主の純益

1 反歩の田地売買価格は一毛作では 500 円、二毛作では 600 円で、年約 5
分前後の利回り

《小作人の収支》

粃 3 俵半は 31 円 50 銭、裏作の小麦 4 俵が 35 円、
雑収入として稲藁 3 円 60 銭、屑粃 4 円 5 銭、畦豆 1 円 20 銭、小麦藁 1 円
80 銭、

合計 77 円 15 銭

支出は緑肥・堆肥等 22 円 10 銭、馬耕人夫賃 2 円 70 銭、粃種 1 円 50 銭、
農具修繕費 3 円、小麦種 75 銭、肥料 14 円、合計 44 円 5 銭

差引 33 円 10 銭が純益

[この差引 33 円 10 銭の純益に関して、原文には「大工の日当半ヶ月分にも
当らないのだ、これでは地主も小作人も息が付けない訳だ」とある。ちなみに
この 1921 年当時、甲府での大工の日給は 2.30 円である（1921 年『山梨県統計
書』第二編, 104 頁）。半月を 15 日労働日として計算すると、34.5 円であるから、
まさに原文のとおりである。また地主の収支の最後にある「年約 5 分前後の利
回り」に関して、この当時の定期預金の金利（『山梨日日新聞』1921 年 2 月 22
日）が 1 年で「七朱二厘」とある。他の史料との考察から、「朱」は「分」の
ことと考えられるから³、これもまたまさに原文のとおりである。]

【参考史料 2】

参考資料 2 として以下の史料を記載しておく。以下漢数字を算用数字に改めた。
本史料は山梨県におけるこの当時のいわゆる大地主の一覧が示されていて、史料
的に有益と考える。以下、「県で調査した大地主と小作人」（『山梨日日新聞』
1924 年 7 月 1 日）より。（なお同様な統計資料としては、このほかに永原〔1972〕
513 頁、がある。）

³ 『山梨日日新聞』1926 年 8 月 16 日「市金利状況」。

県では過般来本県内に居住する者にして50町歩以上の耕地所有者 並にこれに伴ふ小作人数の調査中であつたが 漸く昨日これが終了を告げたので県は直に主務省に対し報告するところがあつたが 50町歩以上の所有者24名及此の所有者と關係を有する小作人数は左の如し

氏名	所有反別	小作人数
根津 啓吉	160町	876人
落合 周平	75	141
小林 中	70	260
網野善右衛門	54	212
大森慶次郎	80	300
加賀美授一	82	310
宇佐美一実	55	150
小林八右衛門	128	1160
秋山源兵衛	90	850
廣瀬 和育	128	228
市川 文蔵	96	458
内藤宇兵衛	80	218
松谷 祿郎	68	197
田中 [?] 八郎	57	113
小宮山彦逸	65	269
網倉 平輔	110	278
小尾勘三郎	76	288
前田 正明	59	150
大原 博	77	185
堀内 啓治	58	170
若尾謹之助	423	1820
太田 源七	70	217
名取 忠愛	55	160

尚他府県に在住して本県に耕地を有する大浦巖氏の61町 小作人162人があ

る。

【参考文献】

- 塩山市史編さん委員会編集（1995）『塩山市史 史料編 第 3 巻 近・現代』塩山市。
- 甲府市市史編さん委員会編集（1989）『甲府市史 資料編 第六巻 近代』甲府市役所。
- 永原慶二ほか（1972）『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会。
- 深澤竜人（2021）「明治 40 年（1907 年）時点での山梨県の小作料に関して」『経済学季報』立正大学経済学会，第 71 巻，第 2 号。
- （2022a）「1910 年代における山梨県下での農家・農民の変容」『経済学季報』立正大学経済学会，第 72 巻，第 1 号。
- （2022b）「ロシア革命・シベリア出兵に関する地方新聞の報道と主張——山梨県に代表させて——」『経済学季報』立正大学経済学会，第 72 巻，第 2 号。
- （2022c）「山梨県における米騒動（1918 年）について」『経済学季報』立正大学経済学会，第 72 巻，第 3 号。
- （2023a）「ロシア革命とマルクス主義・マルクス経済学の興隆との関連に関して——日本マルクス経済学史 I - ③——」『山梨学院大学経営学論集』第 4 号。
- （2023b）「1919 時点での山梨県における地主・小作人の関係について」『経済学季報』立正大学経済学会，第 72 巻，第 4 号。
- （2023c）「山梨県における 1920 年恐慌の状況」『経済学季報』立正大学経済学会，第 73 巻，第 2 号。
- （2024）「1920 年代の農村問題について——山梨県の事例を基に——」『経済学季報』立正大学経済学会，第 73 巻，第 4 号（投稿予定）。
- 『山梨県統計書』各年版，山梨県立図書館蔵。